

# 鹿児島県/宮崎県/大分県における施設・サービス圏域と 行政区域の関係について

友清 貴和・高附 剛生・板井 康浩  
関屋 修

(受理 平成7年5月31日)

## A study about relation between the facility and service area and the administrative district in Kagoshima/Miyazaki/Oita

Takakazu TOMOKIYO, Gowsei TAKATSUKI, Yasuhiro ITAI,  
and Osamu SEKIYA

The purpose of this study is investigate the relation between an administrative district and the facility-service area.

So, we studied these things on three prefectures: Kagoshima/Miyazaki/Oita.

First, we classified the kinds of the facility-service areas in 10 types based upon the from of the administrative district: city-town-village area and city-county area. Next, we analyzed the characteristics of each type and the whole. Next, we made the formation processes of administrative district clear. Next, we made constituents of every facility-service area clear. Furthermore, we analyze these results synthetically.

As a result, we made it clear that the facility-service areas in three prefectures were greatly influenced by the administrative districts (the city-county area in particular) and the formation processes; what is more were influenced by an old administrative district. And a similar characteristic was exhibited in Kagoshima and Miyazaki, However, the relationship between these functions was different in Oita.

### 1. 研究の背景

地域施設・サービスが充実し、効率よく営まれるためには、施設・サービスの受益範囲（以下施設圏域と略す）が各々複数の要素を相互に考慮し、設定されるべきである。そして、施設圏域はそれ自体住民の生活行動に深く関わり、多大な影響を与えるものであるから、とりわけ住民の生活圏に対する熟慮が必要である。現施設圏域の多くには、市町村や市郡といった行政区域を住民の生活圏とみなし、これらの行政区域を基準に設定されている現状が窺える。しかし、これらの行政区域は既存のものとして疑われることなく、いわば盲目的に生活圏として認識されているものである。そ

こで、行政区域が歴史的にどのような成立過程を経てきたか、また施設圏域が行政区域とどのような関係を持ち得るかを明らかにすることは地域施設計画の中で重要な課題である。

### 2. 研究の目的

本研究はこのような背景のもと、鹿児島県（本土のみ）/宮崎県/大分県の三県を対象に、施設圏域に関する分析を行う。

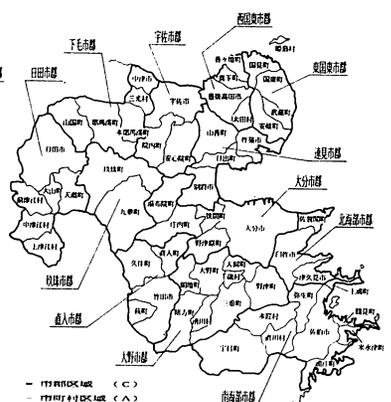
まず、各種施設圏域の現状を把握するために、施設圏域がどのような形態を為しているかを行政圏域との関係より明らかにする。次に、先述のように住民の生活圏とみなされ、施設圏域の多くに影響を与えている



【図1】鹿児島県の市郡・市町村区域



【図2】宮崎県の市郡・市町村区域



【図3】大分県の市郡・市町村区域

行政区域について、市町村と市郡(郡)という二つの行政区域を軸に、これらがどのような成立過程を歩んできたかを明らかにする。そして、以上の結果をもと

に行政区域が施設圏域に与える影響を行政区域の歴史の変遷の中を探る。

### 3. 研究の方法

具体的には以下の方法にそって分析を行う。

①三県において各種施設・サービス項目(以下施設項目と略す)ごとに施設圏域調査を行った。その結果、鹿児島県34施設項目、それら施設項目の総圏域数490圏域、宮崎県36項目/387圏域、大分県34項目/419圏域となった。それら施設圏域を設定年と共に施設の管轄機関別に記載した一覧表を掲載する。【表1】

②施設圏域が市町村・郡・市郡といった行政区域を基準に設定されていると仮定し、施設圏域の形態を10タイプ(A,B,C,D,E,F,G,H,I,J)に類型した。A,B,Cを行政区域をそのまま適用した形態、D,E,F,Gを行政区域を単位に合併して設定された形態、H,I,Jを行政区域の影響の少ない形態とみなす。【表2】

なお、現行政制度における行政区域は市町村のみであるが、本研究では、過去に行政区域として機能しており、現在も住民になじみのある生活圏として地理的

【表1】調査施設・サービス項目/施設圏域設定年/圏域数

機関	施設・サービス項目	鹿児島県			宮崎県			大分県			
		有無	設定年	圏域数	有無	設定年	圏域数	有無	設定年	圏域数	
国	社会保険(厚生年金)	○	S55	4	○	S61	4	○	S41	4	
	社会保険(国民年金)	○	S55	4	—	—	—	○	S20代	8	
	公共職業安定所	○	S初期	11	○	S20	7	○	S24	9	
	税務署	○	S31	9	○	S29	6	○	S24	9	
	郵便番号区域	○	不明	29	—	—	—	—	—	—	
	地方事務所	—	—	—	○	不明	5	—	—	—	
	簡易裁判所	—	—	—	—	—	—	○	H 2	9	
	地方家庭裁判所	—	—	—	—	—	—	○	H 2	6	
	県	出張事務所	○	S35	6	○	S51	7	○	S48	7
		福祉事務所	○	S26	19	○	H 5	5	○	S30	17
		保健所	○	S30	12	○	H 5	10	○	S19	13
		農業改良普及所	○	S55	21	○	S60	13	○	S40代	12
		農業指導所	○	S30	4	○	S62	3	○	H 4	2
		家畜保健衛生所	○	S42	6	○	S47	3	○	S40	4
		土木事務所	○	S37	13	○	S25	11	○	S21	12
公立高等学校校区		○	S58	10	○	H 6	11	○	H 6	12	
県議会議員選挙区		○	S55	20	○	S45	16	○	S39	23	
警察署		○	S47	22	○	S52	13	○	不明	18	
耕地事務所		○	S27	9	—	—	—	—	—	—	
水産業改良普及所		○	S55	5	—	—	—	—	—	—	
農村事務所		○	S30	9	○	S29	7	—	—	—	
市町村機関		商工労働事務局	—	—	—	○	S61	4	—	—	—
		食肉衛生所	—	—	—	○	H 6	6	—	—	—
	漁業事務所	—	—	—	○	H 4	2	—	—	—	
	医療センター	—	—	—	○	不明	7	○	不明	10	
	児童福祉所	—	—	—	○	S35	3	○	S37	2	
	教育事務所	—	—	—	○	S29	7	○	不明	6	
	地方検察庁	—	—	—	—	—	—	○	H 2	12	
	中小企業労働安定所	—	—	—	—	—	—	○	H 2	12	
	消防救助隊	—	—	—	—	—	—	○	S56	2	
	視覚障害ライブラリーセンター	○	不明	17	○	S50	9	○	S39	6	
	消防組合	○	S40	17	○	H 4	21	○	S50	15	
	ごみ焼却場	○	H 3	24	○	S50	22	○	S50	24	
	し尿処理施設	○	S61	21	○	S52	25	○	S50	20	
	火葬場	○	H 4	23	○	H 1	12	—	—	—	
	伝染病予防会	○	H 6	9	—	—	—	—	—	—	
法人機関	商工業会	○	S55	73	○	S37	44	○	不明	58	
	商工大会	○	不明	16	○	不明	10	○	不明	17	
	国際金融公庫	○	S58	2	○	S37	2	○	S39	2	
	JJA	○	H 5	19	○	S49	13	○	不明	34	
私的機関	患者輸送タクシー	○	不明	4	○	不明	3	○	不明	3	
	NTT(市外局番)	○	不明	6	○	不明	6	○	不明	8	
	NTT営業所	—	—	—	○	H 2	8	○	不明	5	
	宅配便(ペリカン便)	—	—	—	○	S50	44	○	S56	22	
	宅配便(ヤマト運輸)	○	H 5	27	—	—	—	—	—	—	
	西本願寺	○	不明	10	○	S57	9	—	—	—	
	東本願寺	○	不明	6	—	—	—	—	—	—	
	岩城の滝公園	○	不明	3	—	—	—	○	不明	5	
	九州電力	—	—	—	○	S26	9	—	—	—	
	計		34		490	36		387	34	419	

1) 視覚障害ライブラリーセンターの管轄圏域は大分県の圏域である。

【表2】行政区域を基準に類型した施設圏域の圏域形態

行政区域形態	施設圏域形態	各施設圏域形態の内容
行政区域適用	A 市町村区域型	現行制度において機能している最小の行政区域市町村を適用した形態
	B 郡区域1型	明治から大正にかけての制度であった郡制下の郡区域から現在までに市制施行を行った市区域を除いた区域を適用した形態
	C 市郡 郡区域2型	現在までに市制施行により市区域を全く併出していない郡区域を適用した形態
行政区域合併	D 市町村区域合併型	市町村区域を単位として、一市郡区域内部の隣接し合う市町村どうしを複数合併した形態
	E 市町村区域合併型	市町村区域を単位として、異なる市郡区域に所属する互いに隣接し合う市町村どうしを複数合併した形態
	F 郡区域合併型	郡区域1を単位として郡区域1どうしを複数合併した形態
	G 市郡区域合併型	市郡区域を単位として市郡区域どうしを複数合併した形態
	H 市郡区域合併型	市郡区域を単位として市郡区域どうしを複数合併した形態
行政区域の縮小	I その他	一市郡区域内部に位置し、行政区域の適用あるいは単位とした構成が全編にわたって見受けられず、その影響が小さいと見なせる形態
	J その他	複数の市郡区域にまたがって位置し、行政区域の適用あるいは単位とした構成が全編にわたって見受けられず、その影響が小さいと見なせる形態

名称の存続する郡・市郡も行政圏域とみなす。各県の行政区域は鹿児島【図1】、宮崎【図2】、大分【図3】である。

③各県ごとに②で類型した10施設圏域形態それぞれのタイプに属する施設圏域数及び総施設圏域数に対する各タイプに属する施設圏域数の割合を各施設項目ごとに求め、更にこれらの小計を行政区域適用形態（A～C）、行政区域合併形態（D～G）、行政区域の影響少の形態（H～J）ごとに求める。

④A～J各形態ごとに、それぞれに属する施設圏域が具体的にどのような市町村区域・郡区域・市郡区域および行政区域以外の地域により構成されているかを明らかにする。

⑤行政区域（市町村・市郡）が歴史的にどのような成立過程を歩んできたかを文献調査により明らかにする。

⑥③～⑤の結果を総合し、行政区域の形態とその歴史的成立過程が施設圏域にどのように関与しているかを明らかにする。

#### 4. 施設圏域の形態と行政区域の関係分析

三県の各施設項目ごとにおける、行政区域を基準に類型した施設圏域形態A～J各タイプに属する施設圏域数及び総圏域数に対する割合は【表3】のようになった。これよりよみとれる特徴は以下の通りである。

- 三県共にA型（市町村区域型）に属する施設圏域が多い。しかしこれは「商工会議所・商工会（宮崎県においては更に宅配便圏域）」の殆どが市町村単位であるなど、偏った施設項目の施設圏域にみられる特徴であり、また市町村区域自体がもともと区域数が多いため、一概にAの形態が施設圏域一般においてそのまま適用されているとはいえない。

- 三県共にC型（市郡区域型）に属する施設圏域が多く、特に大分県においては、他二県と比べこのC型とG型（市郡区域合併型）といった市郡区域を基準に適用あるいは合併した形態に属する施設圏域が多い。また、同県においてこのどちらかの形態に属する施設圏域を設定していない施設項目は「商工会議所・商工会」のみであり、他二県においてもこの両形態に属する施設圏域を設定している施設項目は他の形態と比べて多い。各施設項目は、この両形態に属する施設圏域を同時に設定しているものよりもどちらか片方を設定しているものが多い。即ちこれは施設圏域が一般的に市郡区域を基準とした形態をとっていることのアラわれであり、施設・サービスの内容によって圏域の規模を市

郡区域の適用/合併により決定していると推測できる。

- 三県共にC型（市郡区域型）に比べてB型（郡区域1型）に属する施設圏域、またG型（市郡区域合併型）に比べてF型（郡区域合併型）に属する施設圏域が少ない。特にF型に属する施設圏域は鹿児島県と大分県の「福祉事務所」にごくわずかに設定されているだけある。これは郡区域1の形態よりも市郡区域の形態が施設圏域設定に対して強く関係していることを示している。

- 鹿児島県と宮崎県においてD型（市町村区域合併型・市郡内）に属する施設圏域が多く、特に鹿児島県においては10形態中最も高い値を示している。中でも「農業改良普及所」においてこの形態に属する施設圏域が多い。大分県においては逆にこの形態に属する施設圏域は他二県に比べ極端に少ないが、三県共に「し尿処理施設」、「ごみ焼却場」（宮崎県においては若干少ない）においては各県の他の施設項目より比較的多く設定されている。これらの施設はその内容に即し類似した圏域設定手法をとっていると推測される。

- 市町村区域を複数合併した形態であるD型（市町村区域合併型・市郡内）とE型（市町村区域合併型・市郡境界横断）を比較すると、鹿児島県と宮崎県はE型よりD型に属する施設圏域が明らかに多いのに対し、逆に大分県ではE型に属する施設圏域が多い。

- 行政区域をそのまま適用したとみなせる形態（A～C）に属する施設圏域が大分県68.7%、宮崎県62.7%と高い割合を占め、鹿児島県においても49.0%とほぼ半数を占める。また、これに行政区域を合併して設定されたとみなせる形態（D～G）に属する施設圏域を加えると、三県共に施設圏域全体の九割以上を占める。

- 行政区域の影響が少ないとみなせる形態（H～J）に属する施設圏域は三県共に一割にみえないが、更にこれらの圏域を設定している施設項目数をみると、鹿児島県においては全34施設項目の内8項目、宮崎県は全36施設項目の内8項目、大分県は全34施設項目の内4項目であり、この形態に属する施設圏域は一部の施設項目において設定されているにすぎない。また、この形態に属する施設圏域が特に鹿児島県の郵便番号区域に多く設定されていた。他の二県においてはこの圏域について調査を行っていないため、三県を揃えた上での分析が必要である。

- 三県共に市郡区域の境界線を横断して設定されている形態、即ちE型（市町村区域合併型・市郡境界横断）とJ型（その他・市郡境界横断）に属する施設圏域の



合計は全施設圏域の約一割程度である。

### 5. 施設圏域の構成分析

各県ごとに、A～C型に属する施設圏域についてはどのような行政区域がそのまま適用されているか、D～G型に属する施設圏域についてはどのような行政区域の組み合わせにより構成されているか、H～J型に属する施設圏域についてはどのような行政区域と行政区域以外の地域の組み合わせにより構成されているかについて明らかにする。

#### 5-1. A型(市町村区域型)に属する施設圏域

A型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域に適用されている市町村区域は【表4】に示す通りである。この表が示すように、三県共に商工会議所・商工会圏域(宮崎県は更に宅配便圏域)が全て市町村単位(鹿児島県は鹿児島市、川内市以外)で構成されているため、各県を構成する全市町村区域が一通りは適用されているが、これを除いた場合、A型に属する施設圏域に適用されている市町村区域は、

#### 鹿児島県

垂水市・鹿屋市(7)、鹿児島市・串木野市(5)、枕崎市・川内市・出水市(4)、指宿市・阿久根市・喜入町(3)、加世田市・川辺町(2)、大口市・国分市・金峰町など18市町(1)

#### 宮崎県

串間市(9)、えびの市(6)、延岡市・椎葉村・西米良村(4)、宮崎市・北浦町・北川町・北方町(3)、小林市・西都市・佐土原町・綾町・北郷村・西郷村・南郷村・諸塚村(各2)、日向市・都城市・高千穂町など10市町村(各1)

#### 大分県

別府市(10)、臼杵市・津久見市(9)、大分市・佐賀関町(6)、中津市(5)、杵築市・宇佐市・湯布院町・姫島村(4)、佐伯市・竹田市・日田市(3)、豊後高田市・山香町・野津町・玖珠町(2)、上浦町・蒲江町・宇目町など14町村(1)

である。なお、( )内の数字は各市町村区域を適用した形態をとる施設圏域数を示す。

以上より、三県ともにA型に属する施設圏域の中でも市区域を適用した形態をとる施設圏域が多いことがわかる。その反面、鹿児島県の喜入町や、宮崎県の椎葉村・西米良村・北浦町・北川町・北方町、大分県の佐賀関町・湯布院町・姫島村など、施設圏域に数多く適用される町村区域が一部の町村区域だけであること

【表4】施設圏域構成—A型—

施設・サービス項目	#1	A型に属する施設圏域に適用されている市町村区域
商工会議所・商工会	69/73	鹿児島市、川内市以外の鹿児島県を構成する全市町村区域
福祉事務所	12/19	指宿市、枕崎市、加世田市、鹿児島市、串木野市、川内市、阿久根市、出水市、大口市、国分市、垂水市、鹿屋市
ごみ焼却場	12/24	指宿市、喜入町、川辺町、鹿児島市、桜島町、串木野市、... 末吉町、垂水市、鹿屋市、串島町、内之浦町、佐多町
県会議員選挙区	9/20	指宿市、枕崎市、加世田市、串木野市、川内市、阿久根市、出水市、垂水市、鹿屋市
J/A	8/19	知世町、枕崎市、大浦町、磯崎町、入来町、有明町、吾平町
火葬場	6/23	川辺町、阿久根市、野田町、高尾野町、出水市、垂水市
視聴覚ライブラリーセンター	5/17	鹿児島市、垂水市、鹿屋市、金峰町、財前町
し尿処理施設	4/21	喜入町、鹿児島市、垂水市、鹿屋市
医師会	3/16	串木野市、川内市、鹿屋市
消防組合	3/17	喜入町、串木野市、垂水市
宅郵便(ヤマト運輸)	3/27	川内市、出水市、鹿屋市
保健所	1/12	鹿児島市
郵便番号区域	1/29	枕崎市
13項目	136圏域	71市町村区域(商工会議所・商工会圏域を除いた場合50)
商工会議所・商工会	44/44	宮崎県を構成する全市町村区域
宅配便(ペリカン便)	44/44	宮崎県を構成する全市町村区域
消防組合	15/21	宮崎市、西郷市、串間市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町、北郷町、北川町、北方町、北郷村、西郷村、南郷村、諸塚村、椎葉村、西米良村
ごみ処理場	15/22	延岡市、宮崎市、えびの市、小林市、北郷町、北川町、北方町、... 佐土原町、綾町、北郷村、西郷村、南郷村、諸塚村、椎葉村、西米良村
し尿処理施設	15/25	延岡市、西郷市、宮崎市、えびの市、串間市、北郷町、北川町、... 北方町、川内町、新富町、佐土原町、綾町、椎葉村、西米良村、須木村
県会議員選挙区	7/16	延岡市、日向市、宮崎市、えびの市、小林市、都城市、串間市
J/A	2/12	串間市、西米良村
火葬場	2/13	えびの市、串間市
農業改良普及所	2/13	えびの市、串間市
警察署	2/13	えびの市、串間市
食肉衛生所	1/6	高崎町
西本願寺	1/9	椎葉村
視聴覚ライブラリーセンター	1/9	高崎町
保健所	1/10	串間市
土木事務所	1/11	串間市
15項目	153圏域	44市町村区域(商工会議所・商工会圏域を除いた場合27)
商工会議所・商工会	58/58	大分県を構成する全市町村区域
J/A	22/34	姫島村、別府市、杵築市、日田市、山香町、大分市、湯布院町、... 臼杵市、津久見市、佐賀関町、野津町、竹田市、萩町、森人町、久住町、... 玖珠町、天濠町、大山町、蒲江町、宇佐市、野津町、日田市、宇佐市
宅配便(ペリカン便)	13/22	姫島村、別府市、山香町、湯布院町、臼杵市、津久見市、... 佐賀関町、野津町、萩町、九瀬町、玖珠町、日田市、宇佐市
福祉事務所	11/17	豊後高田市、別府市、杵築市、大分市、臼杵市、津久見市、... 佐伯市、竹田市、日田市、中津市、宇佐市
県会議員選挙区	11/23	豊後高田市、別府市、杵築市、大分市、臼杵市、津久見市、... 佐伯市、竹田市、日田市、中津市、宇佐市
ごみ焼却場	11/24	姫島村、大分市、湯布院町、臼杵市、津久見市、佐賀関町、... 佐伯市、上浦町、蒲江町、宇目町、中津市
し尿処理施設	8/20	姫島村、別府市、大分市、湯布院町、臼杵市、津久見市、佐賀関町、... 中津市
消防組合	5/15	別府市、大分市、臼杵市、津久見市、佐賀関町
警察署	5/18	別府市、杵築市、臼杵市、津久見市、佐賀関町
医師会	4/17	別府市、臼杵市、津久見市、中津市
簡易裁判所	1/9	別府市
保健所	1/13	別府市
12項目	151圏域	88市町村区域(商工会議所・商工会圏域を除いた場合31)

\*1: A型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

【表5】施設圏域構成—B型—

施設・サービス項目	#2	B型に属する施設圏域に適用されている郡区域
県会議員選挙区	6/20	掛宿郡、川辺郡、日置郡、薩摩郡、出水郡、肝属郡
福祉事務所	3/19	掛宿郡、川辺郡、肝属郡
医師会	2/16	日置郡、薩摩郡
宅郵便(ヤマト運輸)	1/27	薩摩郡
4項目	12圏域	6郡区域
県会議員選挙区	3/16	宮崎郡、西諸県郡、北諸県郡
NTT(営業所)	1/8	児湯郡
2項目	4圏域	4郡区域
県会議員選挙区	9/23	西国東郡、速見郡、大分郡、北海部郡、南海部郡、直入郡、... 日田郡、下毛郡、宇佐郡
宅配便(ペリカン便)	2/22	日田郡、宇佐郡
消防組合	1/15	大分郡
福祉事務所	1/17	南海部郡
医師会	1/17	下毛郡
警察署	1/18	速見郡
し尿処理施設	1/20	下毛郡
ごみ焼却場	1/24	下毛郡
8項目	17圏域	9郡区域

\*2: B型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

は特徴的である。

5-2. B型(郡区域1型)に属する施設圏域

B型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域に適用されている郡区域は【表5】に示す通りである。この表が示すように、B型に属する施設圏域に適用されている郡区域は、

鹿児島県

薩摩郡(3), 揖宿郡・川辺郡・日置郡・肝属郡(2), 出水郡(1)

宮崎県

宮崎郡・西諸県郡・北諸県郡・児湯郡(1)

大分県

下毛郡(4), 速見郡・大分郡・日田郡・宇佐郡・南海部郡(2), 西国東郡・北海部郡・直入郡(1)

である。なお、( )内の数字は各郡区域を適用した形態をとる施設圏域数を示す。

三県共に施設圏域に適用されない郡区域が存在する。

5-3. C型(市郡区域型)に属する施設圏域

C型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域に適用されている市郡区域は【表6】に示す通りである。この表が示すように、C型に属する施設圏域に適用されている市郡区域は、

鹿児島県

伊佐市郡(15), 出水市郡・曾於市郡(13), 揖宿市郡・日置市郡(9), 鹿児島市郡・肝属市郡(8), 川辺市郡(7), 始良市郡(6), 薩摩市郡(4)

宮崎県

北諸縣市郡・西臼杵市郡(17), 西諸縣市郡・南那珂市郡(15), 児湯市郡(7), 東諸縣市郡(6), 宮崎市郡(5), 東臼杵市郡(4)

大分県

南海部市郡(21), 下毛市郡(13), 大野市郡・直入市郡(11), 西国東市郡・東国東市郡・玖珠市郡・宇佐市郡(10), 日田市郡(9), 速見市郡(6), 大分市郡・北海部市郡(5)

である。なお、( )内の数字は各市郡区域を適用した形態をとる施設圏域数を示す。

三県共に全ての市郡区域が施設圏域に適用されているが、市郡区域によって施設圏域に適用される数にばらつきがある。

5-4. D型(市町村区域合併型・市郡内)に属する施設圏域

D型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する市町村区域の組み合わせは

【表6】施設圏域構成-C型-I

Table with columns for facility type (施設・サービス項目), number of municipalities (※3), and list of municipalities (C型に属する施設圏域に適用されている市郡区域). Rows are categorized by prefecture (鹿児島, 宮崎, 大分) and facility type (教育, 保健, 福祉, etc.).

\*3 C型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

【表7】(各組み合わせ凡例【表9】)に示す通りである。この表が示すように、D型に属する施設圏域を構成する市町村区域の組み合わせは、

鹿児島県

dK36(8), dK32(7), dK73・dK76(6), dK66(5), dK13・dK34・dK40・dK51(4), dK3・dK12・dK33・dK39・dK50・dK67(3), dK7・dK9・dK11・dK23・dK30・dK38・dK60(2), 他56組み合わせ(1)

宮崎県

dM1(10), dM2・dM24(9), dM10・dM11(5), dM12(3), dM3・dM13・dM18(2), 他16組み合わせ(1)

【表7】 施設圏域構成—D型—

施設・サービス項目	*4	D型に属する施設圏域を構成する市町村区域の組み合わせ
農業改良普及所	19/21	dk3, dk7, dk11, dk20, dk21, dk26, dk33, dk34, dk39, dk40, dk50, dk51, dk53, dk63, dk64, dk66, dk70, dk73, dk76
警察署	16/22	dk11, dk12, dk23, dk24, dk33, dk34, dk39, dk40, dk48, dk50, dk56, dk66, dk67, dk71, dk73, dk74
し尿処理施設	14/21	dk1, dk9, dk13, dk23, dk32, dk36, dk42, dk44, dk45, dk51, dk66, dk67, dk73, dk76
宅配便(ヤマト運輸)	13/27	dk5, dk6, dk12, dk22, dk28, dk38, dk41, dk47, dk58, dk66, dk67, dk73, dk76
火葬場	11/23	dk2, dk3, dk4, dk13, dk27, dk32, dk36, dk38, dk51, dk65, dk66
消防組合	10/17	dk9, dk15, dk29, dk33, dk34, dk39, dk40, dk55, dk57, dk79
視聴覚ライブラリーセンター	9/17	dk13, dk16, dk30, dk32, dk36, dk62, dk69, dk73, dk76
ごみ焼却場	8/24	dk8, dk13, dk14, dk25, dk36, dk49, dk51, dk72
土木事務所	6/13	dk32, dk36, dk50, dk60, dk73, dk77
医師会	6/16	dk3, dk7, dk12, dk18, dk75, dk76
JA	5/19	dk17, dk31, dk34, dk68, dk78
郵便番号区域	5/29	dk35, dk40, dk52, dk54, dk76
伝染病隔離病舎	4/9	dk10, dk30, dk32, dk36
公共職業安定所	3/11	dk32, dk36, dk60
保健所	3/12	dk32, dk36, dk59
西本願寺	2/10	dk19, dk37
県会議員選挙区	2/20	dk46, dk61
水産改良普及所	1/5	dk43
18項目	137圏域	組み合わせ数78通り
し尿処理施設	8/25	dM7, dM8, dM12, dM17, dM19, dM22, dM23, dM24
農業改良普及所	7/13	dM2, dM6, dM9, dM10, dM11, dM18, dM24
JA	7/13	dM1, dM2, dM10, dM12, dM16, dM18, dM24
土木事務所	5/11	dM1, dM2, dM10, dM11, dM24
火葬場	5/12	dM1, dM2, dM12, dM15, dM24
医師会	4/10	dM1, dM2, dM10, dM11
保健所	3/10	dM2, dM13, dM24
県会議員選挙区	3/16	dM10, dM11, dM24
消防組合	3/21	dM3, dM11, dM24
ごみ焼却場	3/22	dM3, dM14, dM20
食肉衛生所	2/6	dM13, dM21
NTT(営業所)	2/8	dM1, dM2
視聴覚ライブラリーセンター	2/9	dM1, dM2
公立学校学区	2/11	dM1, dM25
警察署	2/13	dM2, dM24
港湾事務所	1/6	dM4
公共職業安定所	1/7	dM1
県税事務所	1/7	dM1
2次医療圏	1/7	dM1
西本願寺	1/9	dM5
20項目	63圏域	組み合わせ数25通り
ごみ処理場	6/24	dO3, dO6, dO8, dO9, dO12, dO14
し尿処理施設	5/20	dO1, dO2, dO3, dO4, dO6
JA	4/34	dO3, dO4, dO10, dO15
保健所	2/13	dO4, dO7
消防組合	2/15	dO4, dO11
宅配便(ペリカン便)	2/22	dO5, dO13
公共職業安定所	1/8	dO7
簡易裁判所	1/9	dO7
医療圏	1/10	dO7
医師会	1/17	dO4
10項目	25圏域	組み合わせ数15通り

\*4: D型に属する施設圏域数/各項目の総圏域数

大分県

dO4, dO7(4), dO3・dO6(3), 他11組み合わせ(1)である。なお、( )内の数字は市町村区域の各組み合わせにより構成される施設圏域数を示す。

鹿児島県において実に78通りもの組み合わせが存在し、同県においては同じD型に属する施設圏域でも多種多様な形態を示すことがわかる。

5-5. E型(市町村区域合併型・市郡境界横断)に属する施設圏域

E型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する市町村区域の組み合わせは【表8】(各組み合わせ凡例【表10】)に示す通りである。この表が示すように、E型に属する施設圏域を構成する市町村区域の組み合わせは、

鹿児島県

eK19(3), eK12・eK24・eK27・eK34(2), 他33組み合わせ

【表8】 施設圏域構成—E型—

施設・サービス項目	*5	E型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ
公立学校学区	6/10	eK6, eK10, eK28, eK29, eK32, eK35
火葬場	6/23	eK7, eK12, eK19, eK27, eK34, eK36
水産改良普及所	4/5	eK8, eK23, eK37, eK38
NTT(市外局番)	3/6	eK2, eK16, eK22
西本願寺	3/10	eK1, eK15, eK20
青果物流通圏	2/3	eK5, eK33
社会保険(国民年金)	2/4	eK3, eK24
患者輸送タクシー	2/4	eK4, eK21
伝染病隔離病舎	2/9	eK9, eK17
消防組合	2/17	eK11, eK25
し尿処理施設	2/21	eK13, eK19
ごみ焼却場	2/24	eK19, eK34
宅配便(ヤマト運輸)	2/27	eK14, eK18
社会保険(厚生年金)	1/4	eK24
東本願寺	1/6	eK30
公共職業安定所	1/11	eK27
保健所	1/12	eK31
警察署	1/22	eK12
郵便番号区域	1/29	eK26
19項目	44圏域	組み合わせ数38通り
養老指導所	3/3	eM3, eM8, eM16
社会保険(厚生年金)	3/4	eM7, eM13, eM15
公立学校学区	3/11	eM4, eM5, eM6
児童相談所	2/3	eM9, eM15
西本願寺	2/9	eM2, eM12
ごみ処理場	2/22	eM11, eM17
食肉衛生所	1/6	eM10
公共職業安定所	1/7	eM1
県税事務所	1/7	eM1
2次医療圏	1/7	eM1
NTT(営業所)	1/8	eM14
火葬場	1/12	eM17
し尿処理施設	1/25	eM11
13項目	22圏域	組み合わせ数17通り
公立学校学区	11/12	eO2, eO4, eO10, eO11, eO17, eO20, eO22, eO23, eO25, eO29, eO30
NTT(市外局番)	5/8	eO6, eO12, eO15, eO26, eO34
地方家庭裁判所	4/6	eO3, eO16, eO24, eO32
簡易裁判所	4/9	eO8, eO16, eO27, eO32
福祉事務所	3/17	eO14, eO21, eO31
宅配便(ペリカン便)	3/22	eO18, eO28, eO33
患者輸送タクシー	2/3	eO1, eO13
社会保険事務所	2/4	eO9, eO12
NTT(営業所)	2/5	eO9, eO12
公共職業安定所	2/8	eO7, eO15
医療圏	1/10	eO5
保健所	1/13	eO5
消防組合	1/15	eO19
13項目	41圏域	組み合わせ数34通り

\*5: E型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

合わせ(1)

宮崎県

eM1(3), eM11・eM15・eM17(2), 他13組み合わせ(1)

大分県

eO12(3), eO5・eO15・eO16・eO32(2), 他29組み合わせ(1)である。なお、( )内の数字は市町村区域の各組み合

【表9】市町村区域の組み合わせ凡例—D型—

県	市郡	凡例	D型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ	施設圏域数	県	市郡	凡例	D型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ	施設圏域数		
鹿児島県	枕崎市	dK1	指宿市+山川町	1	大分県	始良市	dK62	始良市郡(霧島以外の市町村)	1		
		dK2	山川町+開聞町	1			曾根市	dK63	財部町+末吉町	1	
		dK3	開聞町+頼娃町	3				dK64	輝北町+大隅町+松山町	1	
		dK4	指宿市+喜入町	1				dK65	末吉町+大隅町+松山町	1	
		dK5	喜入町+頼娃町	1				dK66	志布志町+有明町+大崎町	5	
		dK6	指宿市+山川町+開聞町	1				dK67	財部町+末吉町+松山町+大隅町+輝北町	3	
		dK7	指宿市+喜入町+山川町	2				dK68	曾於市郡(有明町以外の市町村)	1	
		dK8	山川町+開聞町+頼娃町	1				dK69	曾於市郡(財部町以外の市町村)	1	
		dK9	指宿市+山川町+開聞町+頼娃町	2				肝付市	dK70	垂水市+鹿屋市	1
		dK10	指宿市+喜入町+山川町+開聞町	1					dK71	垂水市+鹿屋市+吾平町	1
	dK11	川辺町+知覧町	2	dK72		大根占町+根占町+佐多町			1		
	dK12	枕崎市+坊津町	3	dK73		大根占町+根占町+田代町+佐多町	6				
	dK13	枕崎市+知覧町+坊津町	4	dK74		串良町+東串良町+高山町+内之浦	1				
	dK14	加世田市+大浦町+笠沙町	1	dK75		大根占町+根占町+田代町+佐多町+垂水市	1				
	dK15	枕崎市+知覧町+川辺町+坊津町	1	dK76		串良町+東串良町+高山町+内之浦+吾平町	6				
	dK16	加世田市+笠沙町+大浦町+川辺町	1	dK77		垂水市+鹿屋市+串良町+東串良町+高山町+内之浦+吾平町	1				
	dK17	加世田市+笠沙町+坊津町+川辺町	1	dK78		肝付市郡(高山町、吾平町以外の市町村)	1				
	dK18	加世田市+知覧町+川辺町+大浦町+笠沙町	1	dK79		肝付市郡(垂水市以外の市町村)	1				
	dK19	枕崎市+加世田市+川辺町+坊津町+大浦町+笠沙町	1	組み合わせ数79通り		137					
	dK20	枕崎市+加世田市+坊津町+大浦町+笠沙町	1	東臼杵市		dM1	日向市+門川町+東郷町+北郷村+百郷村+南郷村+龍塚村+惟業村	10			
dK21	串本野市+市来町	1	dM2		延岡市+北浦町+北川町+北方町	9					
dK22	金峰町+吹上町+日吉町	1	dM3		日向市+門川町+東郷町	2					
dK23	串本野市+市来町+東市来町	2	dM4		延岡市+日向市+北浦町+門川町	1					
dK24	松元町+日吉町+伊集院町+郡山町	1	dM5		東臼杵市郡(惟業村と龍塚村以外の市町村)	1					
dK25	吹上町+松元町+日吉町+伊集院町+東市来町	1	dM6		日向市+門川町+東郷町+北郷村	1					
dK26	串本野市+松元町+伊集院町+東市来町+市来町	1	dM7		日向市+東郷町	1					
dK27	串本野市+市来町+東市来町+伊集院町+日吉町	1	dM8		北郷村+南郷村+南郷村+龍塚村	1					
dK28	吹上町+日吉町+松元町+伊集院町+郡山町+東市来町	1	dM9		西郷村+南郷村+龍塚村+惟業村	1					
dK29	吹上町+日吉町+松元町+伊集院町+郡山町+東市来町+市来町	1	児湯市	dM10	西郷市+西米良村	5					
dK30	日置市郡(金峰町以外の市町村)	2		dM11	都農町+木城町+川南町+高鍋町+新富町	5					
dK31	川内市+東郷町	1		dM12	都農町+川南町	3					
dK32	川内市+東郷町+樋脇町	7		dM13	都農町+木城町+川南町+高鍋町	2					
dK33	川内市+東郷町+樋脇町+入来町	3		dM14	西郷市+都農町+木城町+川南町+高鍋町+新富町	1					
dK34	宮之城町+鶴田町+祀答院町+薩摩町	4		dM15	西郷市+木城町+高鍋町+新富町	1					
dK35	宮之城町+入来町+祀答院町+東郷町+樋脇町	1		dM16	木城町+高鍋町+新富町	1					
dK36	宮之城町+入来町+鶴田町+祀答院町+薩摩町	8		dM17	木城町+高鍋町	1					
dK37	宮之城町+入来町+鶴田町+祀答院町+薩摩町+樋脇町	1	西諸県市郡	dM18	小林市+野尻町+高原町+須木村	2					
dK38	長島町+東町	2		dM19	小林市+野尻町+高原町	1					
dK39	阿久根市+長島町+東町	3		dM20	野尻町+高原町+須木村	1					
dK40	出水市+野田町+高尾野町	4		北諸県市郡	dM21	都城市+高城町+山口町+山田町+三股町	1				
dK41	阿久根市+野田町+高尾野町	1			dM22	都城市+高城町+山之内町+三股町	1				
dK42	阿久根市+野田町+高尾野町+出水市	1	dM23		高崎町+山田町	1					
dK43	阿久根市+出水市+高尾野町+長島町+東町	1	南那珂郡	dM24	日南市+北郷町+南郷町	9					
dK44	吉松町+栗野町	1		dM25	串間市+南郷町	1					
dK45	横川町+牧園町	1	組み合わせ数25通り		63						
dK46	国分市+福山町	1	西国東	dO1	豊後高田市+大田村	1					
dK47	国分市+華人町+福山町	1		dO2	香ヶ地町+真玉町	1					
dK48	国分市+霧島町+福山町	1		東国東	dO3	国見町+国東町+武蔵町+安岐町	3				
dK49	栗野町+横川町+牧園町	1			選見	dO4	杵築町+日出町+山香町	4			
dK50	栗野町+横川町+牧園町+吉松町	3		大分	dO5	大分市+狭間町+庄内町+野津原町	1				
dK51	国分市+華人町+霧島町+福山町	4			dO6	狭間町+庄内町+野津原町	3				
dK52	瀧生町+始良町+加治木町+華人町	1		北海部	dO7	臼杵市+津久井町	4				
dK53	瀧生町+始良町+加治木町+瀧辺町	1			南海部	dO8	鶴見町+米水津村	1			
dK54	吉松町+栗野町+横川町+牧園町+瀧辺町	1		dO9		瀧生町+本匠村+直川村	1				
dK55	国分市+華人町+牧園町+霧島町+福山町	1		大野郡	dO10	大岡町+三置町+大野町+朝地町+緒方町+千歳村+清川村	1				
dK56	瀧生町+始良町+加治木町+瀧辺町+華人町	1	dO11		大岡町+野津町+三置町+大野町+千歳村+清川村	1					
dK57	瀧生町+始良町+加治木町+瀧辺町+横川町	1	dO12		大岡町+野津町+三置町+千歳村	1					
dK58	吉松町+栗野町+横川町+牧園町+瀧辺町+霧島町	1	dO13		大岡町+三置町+千歳村+清川村	1					
dK59	国分市+吉松町+栗野町+横川町+牧園町+華人町+霧島町+福山町	1	dO14		大野町+朝地町+緒方町+清川村	1					
dK60	国分市+瀧生町+始良町+加治木町+瀧辺町+華人町+霧島町+福山町	2	日田	dO15	中津江村+上津江村	1					
dK61	始良市郡(国分市、福山町以外の市町村)	1		組み合わせ数15通り		25					

わせにより構成される施設圏域数を示す。

三県共に同じ組み合わせにより構成される施設圏域の最大数は3圏域であり、D型と比較すると少ない。同じ市町村区域の合併形態でも、市郡区域境界を横断して設定される施設圏域より市郡区域内に設定される施設圏域のほうが多くの施設項目に共通する組み合わせにより構成されていることがわかる。

5-6. F型(郡区域合併型)に属する施設圏域

F型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する郡区域の組み合わせは【表11】に示す通りである。この表が示すように、F型に属する施設圏域を構成する郡区域の組み合わせは、

鹿児島県

鹿児島郡+日置郡・薩摩郡+出水郡・伊佐郡+始良郡

(1)

大分県

西国東郡+宇佐郡+下毛郡・大分郡+北海郡(1)である。なお、( )内の数字は郡区域の各組み合わせにより構成される施設圏域数を示す。

鹿児島県, 大分県共に、どの組み合わせも1施設圏域だけにみられる構成である。

5-7. G型(市郡区域合併型)に属する施設圏域

G型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する市郡区域の組み合わせは【表12】(各組み合わせ凡例【表13】)に示す通りである。この表が示すように、G型に属する施設圏域を構成する市郡区域の組み合わせは、

鹿児島県

【表10】 市町村区域の組み合わせ凡例—E型—

県	凡例	E型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ	施設圏域数	県	凡例	E型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ	施設圏域数
鹿児島	eK1	指宿市部+知覧町	1	大分	eM8	西郷市+宮崎市+日南市+串間市+都農町+木城町+川南町+佐土原町+	
	eK2	指宿市部+川辺市部+金峰町	1		eM9	国富町+綾町+高岡町+南郷町	1
	eK3	指宿市部+川辺市部+日置市部(串木野市以外の市町村)	1		eM10	児湯市部+東諸県市部+宮崎市部+南郷市部(串間市以外の市町村)	1
	eK4	指宿市部+川辺市部+鹿児島市部+日置市部(串木野市以外の市町村)	1		eM11	東諸県市部+宮崎市部+南郷市部+西郷市部+新富町+西米良村	1
	eK5	指宿市部+川辺市部+鹿児島市部+日置市部+伊佐市部+始良市部+垂水市	1		eM12	国富町+高岡町+清武町+田野町	2
	eK6	喜入町+鹿児島市部+松元町+郡山町	1		eM13	東諸県市部+宮崎市部+清武町+田野町	1
	eK7	喜入町+鹿児島市部+松元町+郡山町+桜島町	1		eM14	東諸県市部+宮崎市部+南郷市部(串間市以外の市町村)	1
	eK8	開聞町+稲嶺町+知覧町+枕崎町+坊津町+笠沙町+吹上町+加世田市	1		eM15	西諸県市部+西郷市	1
	eK9	川辺市部+金峰町	1		eM16	西諸県市部+北諸県市部+串間市	2
	eK10	川辺市部+金峰町+吹上町	1		eM17	小林市+都城市+野尻町+高取町+高岡町+高城町+山之口町+	1
	eK11	加世田市+大浦町+笠沙町+金峰町	1			山田町+須木村	1
	eK12	加世田市+大浦町+笠沙町+金峰町+吹上町	2			北諸県市部+財部町(鹿児島県)	2
	eK13	加世田市+大浦町+笠沙町+金峰町+吹上町+川辺町	1		組み合わせ数17通り		22
	eK14	加世田市+大浦町+笠沙町+金峰町+川辺町+知覧町	1		eO1	大分市部+速水市部+臼杵市+佐賀岡町	1
	eK15	鹿児島市部+日置市部(串木野市以外の市町村)	1		eO2	大分市部+別府市+佐賀岡町+直入町+大綱町	1
	eK16	鹿児島市部+吹上町+日吉町+松元町+伊集院町+東市来町+郡山町	1		eO3	大分市部+別府市+北海郡市部+大綱町+野津町+千歳村	1
	eK17	吉田町+桜島町+始良市部	1		eO4	大分市+筑前町+湯布院町+別府市+日出町	1
eK18	吉田町+瀧生町+始良町+加治木町	1	eO5	大分市部+佐賀岡町	2		
eK19	吉田町+瀧生町+始良町+加治木町+溝辺町	3	eO6	大分市部(湯布院町を除く)+佐賀岡町+大綱町	1		
eK20	串木野市+川内市	1	eO7	大分市部+佐賀岡町+大綱町	1		
eK21	串木野市+薩摩市部+出水市部+伊佐市部	1	eO8	大分市部+佐賀岡町+大綱町+野津町+千歳村	1		
eK22	串木野市+市来町+薩摩市部+出水市部	1	eO9	大分市部+佐賀岡町+大野市部+直入市部	2		
eK23	串木野市+市来町+東市来町+日吉町+吹上町+金峰町+川辺町+川内市	1	eO10	大分市+臼杵市+津久見市+野津町	1		
eK24	串木野市+薩摩市部+出水市部	2	eO11	大分市+臼杵市+本匠村+大綱町+野津町+三益町+大野町+緒方町+	1		
eK25	伊佐市部+吉松町+栗野町	1		千歳村+清川村	1		
eK26	伊佐市部+鶴田町+薩摩町	1	eO12	臼杵市+津久見市+南海部市部	3		
eK27	伊佐市部+吉松町+栗野町+横川町+牧園町	2	eO13	津久見市+南海部市部+大野市部+直入市部	1		
eK28	伊佐市部+薩摩町+碓谷院町+喜田町+瀧生町+始良町+加治木町+	1	eO14	大野市部+直入市部(竹田市以外の市町村)	1		
	溝辺町+串入町+吉松町+栗野町+横川町+牧園町	1	eO15	大野市部(大綱町以外の市町村)+直入市部	2		
eK29	国分市+串入町+霧島町+福山町+輝北町	1	eO16	大野市部(大綱町、野津町、千歳村以外の市町村)+直入市部	2		
eK30	吉松町+栗野町+横川町+牧園町+霧島町+碓谷院町	1	eO17	大野町+朝地町+緒方町+清川町+千歳村+直入市部	1		
eK31	溝辺町+始良町+加治木町+瀧生町+吉田町+桜島町	1	eO18	大野町+朝地町+直入市部	1		
eK32	曾於市部+東串良町	1	eO19	朝地町+緒方町+直入市部	1		
eK33	曾於市部+肝属市部(垂水市以外の市町村)	1	eO20	珠珠市部+湯布院町+那高漢町	1		
eK34	財部町+北諸県市部(宮崎県)	2	eO21	珠珠市部+日田市部(日田市以外の市町村)	1		
eK35	輝北町+肝属市部	1	eO22	日田市部+山国町	1		
eK36	輝北町+肝属市部(垂水市以外)	1	eO23	下毛市部+珠珠町	1		
eK37	志布志町+有明町+大崎町+東串良町+高山町+内之浦町	1	eO24	下毛市部+宇佐市部+西国東市部+国見町+姪島村	1		
eK38	山川町+指宿市+喜入町+鹿児島市部+桜島町+始良町+加治木町+串入町+	1	eO25	宇佐市部+西国東市部+山国町	1		
	国分市+福山町+垂水市+鹿児島市部+大隅町+根占町+佐多町	1	eO26	宇佐市部+西国東市部+東国東市部+梓養市	1		
組み合わせ数38通り		44	eO27	西国東市部+国見町+姪島村	1		
宮崎	eM1	西臼杵市部+延岡市+北郷町+北方町+北川町	3	eO28	西国東市部+国見町	1	
	eM2	西臼杵市部+諸塚村	1	eO29	香々地町+真玉町+東国東市部+梓養市	1	
	eM3	延岡市+日向市+高千穂町+日之影町+北川町+北方町+東郷町+	1	eO30	大田村+安岐町+梓養市+日出町+山香町	1	
		北郷村+西郷村+南郷村	1	eO31	東国東市部+速水市部(梓養市、別府市以外の市町村)	1	
	eM4	延岡市+北郷町+北川町+北方町+日之影町	1	eO32	東国東市部(国見町、姪島村以外)+速水市部(別府市以外)	2	
	eM5	東郷町+姪島町+木城町+川南町+高嶺町	1	eO33	国東町+武蔵町+安岐町+梓養市+日出町	1	
	eM6	西郷市+新富町+佐土原町+西米良村	1	eO34	別府市+日出町+山香町+湯布院町	1	
eM7	児湯市部+佐土原町	1	組み合わせ数34通り		41		

gK10・gK11(5), gK8(4), gK1(2), gK2・gK3・gK4・gK5・gK6・gK7・gK9(1)

宮崎県

gM5(11), gM1(8), gM7(5), gM2, gM3(2), gM4・

【表11】 施設圏域構成—F型—

Table with 4 columns: 施設・サービス項目, \*, F型に属する施設圏域を構成する市郡区域の組み合わせ, 施設圏域数. Rows include 鹿見島 and 大分.

\* 6: F型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

【表12】 施設圏域構成—G型—

Table with 4 columns: 施設・サービス項目, \*, G型に属する施設圏域を構成する市郡区域の組み合わせ, 施設圏域数. Rows include 鹿見島, 宮崎県, and 大分.

\* 7: G型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

gM6(1)

大分県

gO1(13), gO9(7), gO6(5), gO8(4), gO3・gO11・gO13・gO16(3), gO2・gO4・gO5・gO7・gO10・gO12・gO14・gO15(1)

である。なお、( )内の数字は市郡区域の各組み合わせにより構成される施設圏域数を示す。

鹿児島県は他二県に比べ、市郡区域の組み合わせが共通している施設圏域が少ない。

5-8. H型(市町村区域分割型)に属する施設圏域

H型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する地域は【表14】に示す通りである。この表が示すように、H型に属する施設圏域を構成する地域は主に市区域を分割した地域である。また、複数の施設圏域にみられるH型に属する施設圏域を構成する地域は、鹿児島県の警察署圏域と商工会議所・商工会圏域においてみられる鹿児島市分割地域

【表13】 市郡区域の組み合わせ凡例—G型—

Table with 4 columns: 凡例, E型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせ, 施設圏域数. Rows include 鹿見島, 宮崎県, and 大分県.

-j)のみである。

5-9. I型（その他・市郡内）に属する施設圏域

I型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する行政区域と行政区域以外の地域の組み合わせは【表15】に示す通りである。この表が示すように、I型に属する施設圏域は鹿児島県の郵便番号圏域以外全て市町村区域もしくは市町村区域の複数合併に市町村区域を分割した地域を組み合わせた構成になっており、I型に属する施設圏域でさえ行政区域を基準として設定されている感が否めない。また、その組み合わせは各施設圏域によって全て異なる。

5-10. J型（その他・市郡境界横断）に属する施設圏域

J型に属する施設圏域を設定している施設項目およびそれらの圏域を構成する行政区域と行政区域以外の地域の組み合わせは【表16】に示す通りである。この表が示すように、J型に属する施設圏域もI型に属す

る施設圏域と同様に、その大部分は行政区域同士の組み合わせにより構成されており、その組み合わせは各施設圏域によって全て異なる。

6. 行政区域の歴史的要変

各県ごとに、郡（市郡）区域、市町村区域といった行政区域が歴史的にどのような成立過程を歩んできたかを文献調査により明らかにする。

6-1. 市郡区域の歴史的要変

市郡区域とは現在の行政区域の制度としては存在せず、市が郡から独立する以前の郡区域のことを指す。その現在の市郡区域の区画がほぼ確定したのは鹿児島県・宮崎県において明治29年、大分県においては明治11年のことである。郡制度が地方行政制度として初めて制定されたのは古く7世紀の律令制下であり、封建制に移した中世・近世においては単に地理的名称となっていた。しかし藩政時代の制度の徹底的な解体そして近代化を目指す明治政府により、明治12年の郡区町村編成法に基づいて県と町村の中間的役割を担う行政区域として、郡は再び復活した。その後、地方自治体として郡制は施行されたが、大正10年において廃止に至り、郡は再び単なる地理的名称となった。

そこでこの市郡区域の歴史的要変を県別にみる。

【表14】 施設圏域構成—H型—

施設・サービス項目	※8	H型に属する施設圏域を構成する市町村分割地域
郵便番号区域	8/29	加世田市分割地域、鹿児島市分割地域-a,b、中牟婁市分割地域-a,b、川内市分割地域-a,b、鹿屋市分割地域
宅配便(ヤマト)	6/27	鹿児島市分割地域-c,d,e,f,g,h
工芸会館所・商	4/73	鹿児島市分割地域-i,j、川内市分割地域-c,d
警察署	1/22	鹿児島市分割地域-j
4項目	19圏域	19地域
JA	5/34	九重町分割地域-a 九重町分割地域-b 日田市分割地域-a 日田市の分割地域-b 恩原渡町分割地域
警察署	2/18	大分市分割地域-a 大分市分割地域-b
医師会	1/17	大分市分割地域-c
3項目	8圏域	8地域

※8：H型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

【表15】 施設圏域構成—I型—

施設・サービス項目	※9	I型に属する施設圏域を構成する地域の組み合わせ
郵便番号区域	7/19	川辺町+知覧町の一部 坊津町+大浦町の一部 笠沙町+大浦町の一部+加世田市の一部 末吉町+大浦町+輝北町の一部+大崎町の一部 志布志町+松山町+有明町+野尻町の一部以外 豊水市の一部+鹿屋市の一部 大板古町+板古町+田代町+佐多町+鹿屋市の一部
警察署	2/22	吉田町+鹿児島市の一部 桜島町+鹿児島市の一部(鹿児島市中央+桜島島)
2項目	9圏域	組み合わせ数3通り
九州電力	4/9	高千穂町+五ヶ瀬町+日之影町の一部 都農町+川南町+高鍋町+新富町+木城町の中ノ又以外 えびの市+小津市+高梨町+泉木町+野尻町の一部以外 都農町+高梨町+高鍋町+山之内町+十三股町+高城町の一部以外
警察署	4/13	都農町+川南町+高鍋町+新富町+木城町の中ノ又以外 宮崎市北部+佐土土町 宮崎市南部+清武町+日野町 小津市+野尻町+高梨町+泉木町西部
港湾事務所	1/6	日南市+南郷町+串間市の一部
NTT(市外局番)	1/7	都農町+都農町+木城町+川南町+高鍋町+新富町の一部以外+西米良村の一部以外
農林関係局	1/7	延岡市+日向市+北郷町+北川町+北方町+門川町+東郷町+北郷村+西郷村+南郷村+踏鞴村+植葉村の一部以外
西本願寺	1/9	都農町+川南町+高鍋町+新富町+木城町の一部以外
保健所	1/10	日向市+門川町+東郷町+北郷村+西郷村+南郷村+踏鞴村+植葉村の一部
公立学校学区	1/11	日向市+北郷町+南郷町+串間市の一部
8項目	14圏域	組み合わせ数14通り
医師会	1/17	大分市の一部(鶴崎、明野、大南、種田地区)+大分市
警察署	1/18	大分市の一部(大南、種田地区)+大分市
JA	1/34	中津市+三光村+木野原渡町+恩原渡町の一部(下郷地区)+山国町
3項目	3圏域	組み合わせ数3通り

※9：I型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

【表16】 施設圏域構成—J型—

施設・サービス項目	※10	J型に属する施設圏域を構成する地域の組み合わせ
郵便番号区域	7/29	奥平市町+知覧町の一部+鹿児島市の一部 金峰町+次上町+松元町の一部+日吉町の一部 市来町+東市来町+伊集院町+日吉町の一部+松元町の一部+鹿児島市の一部 郡山町+吉田町+桜島町+鹿児島市の一部 阿久根市+長島町+東町+川内市の一部 阿分市+種島町+福山町+財部町+豊水市の一部 輝北町の一部+鹿屋市の一部
社会保険 (厚生年金)	2/4	伊佐市町+始良市町+吉田町+桜島町+鹿児島市の一部(甲斐川以北+豊原島) 徳川市町+川流市町+日蓮市町(中牟婁市以外)+鹿児島市の一部(甲斐川以南)
東本願寺	2/6	鹿児島市の一部(東原島以外)+吉田町+藤生町+始良町+加治木町+清辺町+熊川町
NTT(市外局番)	2/6	阿分市+福山町+豊原市(財部町以外)+肝直市町+鹿児島市の一部(東原島)
伝染病関係病舎	1/9	肝直市町+志布志町+有明町+大崎町+輝北町+大崎町+松山町+東市来町の一部 財部町+東市来町の一部+北郷品市部(百崎品)
宅配便(ヤマト)	1/27	豊水市+桜島町+鹿児島市の一部(東原島)
7項目	16圏域	組み合わせ数16通り
NTT(市外局番)	4/6	西臼杵市町+東臼杵市町(東郷町の一部を除く) 東郷品市町+宮崎品市町(東郷品部の一部を除く)+新富町の一部 西郷品市町+奥平品部の一部 北郷品市町+野尻町の一部 北郷品市町+野尻町の一部(鹿児島島)+東市来町の一部(鹿児島島)
宮九州電力	4/9	延岡市+北郷町+北川町+北方町+日之影町の一部 日向市+門川町+東郷町+北郷村+西郷村+南郷村+踏鞴村+木城町の一部+熊川村の一部以外 都農町+佐土土町+都農町+都農村+都農村の一部 高梨品市町+宮崎品市町+清武町+日野町の一部+高梨町の一部 高梨品市町+宮崎品市町+清武町+日野町の一部+高梨町の一部 東郷品市町+西米良村の一部
警察署	3/13	日向市+東郷町+北郷村+西郷村+南郷村+踏鞴村+植葉村の一部以外 延岡市+佐土土町+西米良村+木城町の一部 高梨品市町+宮崎品市町+清武町+日野町の一部
農林関係局	1/7	延岡品市町+植葉村の一部
西本願寺	1/9	日向市+佐土土町+西米良村+木城町の一部
保健所	1/10	延岡市+新富町+西米良村+熊川村の一部
公立学校学区	1/11	西郷村+木城町+川南町+高鍋町+新富町+東郷町の一部
7項目	15圏域	組み合わせ数15通り
NTT(市外局番)	2/8	前津江村の一部(楠木)地区 珠島市町+日田品市町(楠木地区を除く)
医師会	1/17	大分市の一部(大庄、坂本地区)+佐賀町
2項目	3圏域	組み合わせ数3通り

※10：J型に属する施設圏域数/各施設項目の総圏域数

鹿児島県では明治12年から明治29年まで存在していた郡役所の管轄区域を基準に、明治29年の郡制施行に伴った郡の合併が行われ、宮崎県では明治16・17年に郡の分割、明治29年に郡の合併が行われた。しかし明治29年以降の98年間では、両県共に若干の境界線変更が見られるものの、市郡区域はほぼその形態の同一性が保たれている。更に大分県では明治32年と昭和25年に若干の所属郡変更が見られるだけで、明治12年の郡区町村編成法の施行以降116年間ほぼ市郡区域の同一性が保たれている。

6-2. 市町村区域の歴史の変遷

近世の藩政村に変わって明治政府による市制町村制が施行されたのは明治22年である。市制町村制にあたって政府の方針は「300~500戸をもって1村とする」ものであった。政府の方針に添って市町村制を施行した

のは大分県のみで、鹿児島県・宮崎県においては政府の方針によらず、新市町村区域案の策定の際に浮かび上がった諸問題や従来の地方事情を考慮した独自の方針で市町村制を施行した。結果、1村あたりの平均戸数は大分県が547戸ではほぼ政府の方針通り、宮崎県が815戸、鹿児島県が1406戸にもほり、政府の方針から大きく逸脱している。

その後、各県とも離散合併を繰り返し、昭和28年から同31年までの町村合併促進法による市町村大合併を経て、現在の市町村区域に至っている。町村合併促進法施行にあたって政府の方針は「人口8,000人未満の小規模町村を合併する」ものであった。この政府の方針に添ったのは実に強硬な態度で合併を促進した大分県のみで、鹿児島県・宮崎県は強硬な姿勢はみせず、それぞれの実情に即した独自の方針で緩やかな合併を

【表17】 市郡区域〔郡区域〕の歴史の変遷(鹿児島県)

江戸末期	明治12年	明治22年	明治29年	大正10年	平成7年
鹿児島郡 谷山郡	鹿児島郡 谷山郡	鹿児島郡 谷山郡 北大隅郡	鹿児島市 鹿児島市	鹿児島市 鹿児島市	鹿児島市 鹿児島市
揖宿郡 瀬田郡 給斐郡 川辺郡	揖宿郡 瀬田郡 給斐郡 川辺郡	揖宿郡 瀬田郡 給斐郡 川辺郡	揖宿郡 揖宿郡 川辺郡 川辺郡	揖宿郡 揖宿郡 川辺郡 川辺郡	揖宿市 揖宿市 川辺市 川辺市
阿多郡 日置郡	阿多郡 日置郡	阿多郡 日置郡	阿多郡 日置郡	阿多郡 日置郡	阿多市 日置市
出水郡 高城郡 薩摩郡	出水郡 高城郡 薩摩郡	出水郡 高城郡 薩摩郡	出水郡 出水郡 薩摩郡	出水郡 出水郡 薩摩郡	出水市 出水市 薩摩市
伊佐郡 櫻刈郡	伊佐郡 櫻刈郡	伊佐郡 櫻刈郡	伊佐郡 伊佐郡	伊佐郡 伊佐郡	伊佐市 伊佐市
始良郡 桑原郡 嚙喰郡	始良郡 桑原郡 嚙喰郡	始良郡 桑原郡 嚙喰郡	始良郡 始良郡 嚙喰郡	始良郡 始良郡 嚙喰郡	始良市 始良市 曾於市
肝臓郡 大隅郡	肝臓郡 大隅郡	肝臓郡 大隅郡	肝臓郡 肝臓郡	肝臓郡 肝臓郡	肝臓市 肝臓市

1) 郡役所管轄区域 2) 大隅郡からの編入

【表18】 市郡区域〔郡区域〕の歴史の変遷(宮崎県)

郡役所管	明治12年	明治16年	明治17年	大正10年	平成7年
宮崎郡	宮崎郡	宮崎郡	宮崎郡	宮崎市	宮崎市
那珂郡 児湯郡 臼杵郡	那珂郡 児湯郡 臼杵郡	那珂郡 児湯郡 臼杵郡	那珂郡 那珂郡 那珂郡	那珂市 那珂市 那珂市	那珂市 那珂市 那珂市
諸県郡	諸県郡	北諸県郡	北諸県郡 北諸県郡 北諸県郡	北諸県市 北諸県市 北諸県市	北諸県市 北諸県市 北諸県市

1) 東臼杵郡諸家村・繪瀬村が東臼杵郡へ属部変更

【表19】 市郡区域〔郡区域〕の歴史の変遷(大分県)

江戸末期	明治12年	明治22年	大正10年	昭和25年	平成7年
国東郡	国東郡	国東郡	国東市	国東市	国東市
遠見郡 大分郡 海部郡 大野郡 直入郡 玖珠郡 日田郡 下毛郡 宇佐郡	遠見郡 大分郡 海部郡 大野郡 直入郡 玖珠郡 日田郡 下毛郡 宇佐郡	遠見郡 大分郡 海部郡 大野郡 直入郡 玖珠郡 日田郡 下毛郡 宇佐郡	遠見郡 遠見郡 大分郡 大分郡 大野郡 大野郡 直入郡 直入郡 玖珠郡 玖珠郡 日田郡 日田郡 下毛郡 下毛郡 宇佐郡	遠見市 遠見市 大分市 大分市 大野市 大野市 直入市 直入市 玖珠市 玖珠市 日田市 日田市 下毛市 下毛市 宇佐市	遠見市 遠見市 大分市 大分市 大野市 大野市 直入市 直入市 玖珠市 玖珠市 日田市 日田市 下毛市 下毛市 宇佐市

1) 遠見郡湯平村が大分県へ属部変更  
2) 遠見郡湯布院町・北海部郡川添村・大野郡今市村・直入郡阿蘇野町が大分県へ属部変更  
3) 大野郡小野市村・高岡村が南海部郡へ変更

【表20】 市町村離散合併件数/市町村数変動/市町村減少率(鹿児島県)

市郡区域	離散合併形式	対等合併 一部編入 分 村 境界変更	年 月 日				H7 現在	M22以降 計
			M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30		
市郡境界を 壊断し合併	村等合併	109	0	1	12	0	13	
	編入合併	0	0	4	15	2	21	
	一部編入	0	3	9	13	4	29	
	分 村	0	5	7	0	0	12	
市郡境界を 維持し合併	村等合併	109	0	0	41	7	77	
	編入合併	0	0	0	1	0	1	
	一部編入	0	0	0	0	0	0	
	分 村	0	0	0	0	0	0	
所 属 市 郡 変 更		0	0	0	2	0	2	
市 町 村 数		108	113	109	63	59	34.3%	
計		109	114	112	75	71		

【表21】 市町村離散合併件数/市町村数変動/市町村減少率(宮崎県)

市郡区域	離散合併形式	対等合併 一部編入 分 村 境界変更	年 月 日				H7 現在	M22以降 計
			M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30		
市郡境界を 壊断し合併	村等合併	96	1	9	8	3	21	
	編入合併	0	0	4	5	5	14	
	一部編入	0	0	1	6	1	8	
	分 村	0	1	1	0	0	2	
市郡境界を 維持し合併	村等合併	96	2	15	21	9	47	
	編入合併	0	0	0	0	0	0	
	一部編入	0	0	1	1	0	2	
	分 村	0	0	0	0	0	0	
所 属 市 郡 変 更		0	0	2	0	0	2	
市 町 村 数		100	100	76	55	35	65.0%	
計		100	100	82	62	44		

【表22】 市町村離散合併件数/市町村数変動/市町村減少率(大分県)

市郡区域	離散合併形式	対等合併 一部編入 分 村 境界変更	年 月 日				H7 現在	M22以降 計
			M22 4.1	T10 3.31	S28 9.30	S31 9.30		
市郡境界を 壊断し合併	村等合併	244	12	31	33	3	79	
	編入合併	0	1	14	9	0	24	
	一部編入	0	3	6	16	8	33	
	分 村	0	3	1	1	0	5	
市郡境界を 維持し合併	村等合併	244	21	55	60	13	149	
	編入合併	0	0	2	9	0	0	
	一部編入	0	0	0	0	0	0	
	分 村	0	0	0	0	0	0	
所 属 市 郡 変 更		0	1	6	0	0	7	
市 町 村 数		279	259	188	56	47	79.2%	
計		279	260	195	61	54		

行っている。結果、鹿児島県では人口8,000人未満の33町村中合併がなされなかったのは7町村もあり、また宮崎県では人口8,000人未満の32町村中合併がなされなかったのは13町村にも及んでいる。

そこで平成7年現在までの市町村数の年次推移に関し、三県を比較してみる。【表20】【表21】【表22】鹿児島県が79件の離散合併を行い市町村数109から71(減少率34.9%)に減少、宮崎県が52件の離散合併を行い市町村数100から44(減少率56.0%)に減少、大分県においては165件の離散合併を行い市町村数279から58(減少率79.2%)に激減していることがわかる。また、各県の全離散合併件数に対する市郡境界線を横断する離散合併件数〔全離合併件数/横断離合併件数〕を見てみると、鹿児島県で〔2/79〕、宮崎県では〔5/52〕、大分県では〔16/165〕と三県共に少なく、郡制下において離散合併が市郡区域内部では行われていることが窺え、更に郡制廃止以降においても同様の実態が窺える。

最後に三県の現市町村区域の成立期について遡ってみる。【表23】【図4】

現市町村区域のうち市制町村制が施行された明治22年4月1日当時に成立し、それ以降現在まで離散合併をせずに区域の同一性を保ってきた区域の割合は、鹿児島県が59.2%、宮崎県が52.3%、大分県はわずかに12.1%である。また、町村合併促進法が施行された昭和28年10月1日以降に成立した現市町村区域の割合は、逆に鹿児島県が35.2%、宮崎県が43.1%、大分県が82.7%である。

このように現在の市町村区域において、鹿児島県・宮崎県は古い区域が残っている一方、大分県は実に新しい区域が大半を占めていることがわかる。

### 7. 行政区域の歴史的変遷と施設圏域の関係

4章、5章、6章で明かとなった施設圏域の形態と行政区域の関係、施設圏域の構成内容、行政区域の歴史的変遷それぞれの分析結果をもとに、行政区域の形態およびその歴史的成立過程が施設圏域にいかに関与しているか分析する。

#### 7-1. 旧行政区域と形態が一致する施設圏域

旧行政区域とその形態が一致する施設圏域について分析する。【表24】

6章で明かとなったように、行政区域の中には古くから現在に至るまでその形態が安定し、変化の無いものがある。そこでここで述べる旧行政区域とは過去存

在し、現在は消失してしまったものを指す。

表からわかるように、旧行政区域とその形態が一致する施設圏域は鹿児島県がD型とH型、宮崎県がG型、大分県がH型に属する施設圏域である。宮崎県の旧臼杵郡は現在の西臼杵市郡と東臼杵市郡を組み合わせたものと同じ形態であるため、この形態をとる施設圏域が一概に旧臼杵郡の形態を適用したとはいえないが、鹿児島県と大分県には明らかに旧郡、旧村の形態を適用したと思われる形態の施設圏域が存在する。このように、現在は消失してしまった旧行政区域でさえも施設圏域に対して影響していることが窺える。

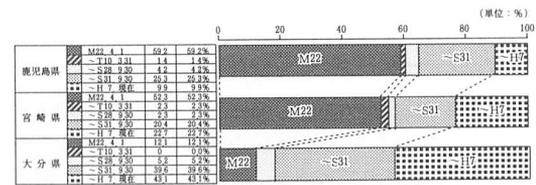
#### 7-2. 行政区域の歴史的変遷と施設圏域の関係

市郡区域・市町村区域の歴史的変遷が施設圏域に及ぼす影響について、両者の関係を分析・考察する。

6章において、市郡区域は三県共に歴史的にみて安定しているうえ、大正10年に郡制が廃止された後もそ

【表23】 現市町村区域の成立期

	M22.4.1		～T10.3.31		～S28.9.30		～S31.9.30		～H7.現在	
	数	%	数	%	数	%	数	%	数	%
鹿児島県(71市町村)	42	59.2	1	1.4	3	4.2	18	25.2	7	9.9
宮崎県(44市町村)	23	52.3	1	2.3	1	2.3	9	20.4	10	22.7
大分県(58市町村)	7	12.1	0	0.0	3	5.2	23	39.6	25	43.1



【図4】 現市町村区域(A)の成立期

【表24】 旧行政区域と形態が一致する施設圏域

施設・サービス項目	施設圏域形態及び施設圏域の構成内容	施設圏域と形態が一致する旧行政区域	
鹿児島県	警察署	H型 鹿児島市分割地域 D型 宮之城町+祁答院町+鶴田町+薩摩町	旧鶴田郡 旧南伊佐郡
	消防組合	D型 宮之城町+祁答院町+鶴田町+薩摩町	旧南伊佐郡
	商工会議所・商工会	H型 鹿児島市分割地域 H型 川内市分割地域-c	旧鶴田郡 旧高城郡
	し尿処理施設	D型 指宿市+山川町	旧指宿郡
	火葬場	D型 開聞町+額娃町	旧額娃郡
	農業改良普及所	D型 開聞町+額娃町 D型 蒲生町+始良町+加治木町+溝辺町 D型 宮之城町+祁答院町+鶴田町+薩摩町	旧額娃郡 旧始良郡 旧南伊佐郡
	医師会	D型 開聞町+額娃町 D型 垂水市+大根占町+根占町+田代町+佐多町	旧額娃郡 旧南伊佐郡
	西本願寺	D型 知覧町を除く川辺市郡の市町村	旧川辺郡
	JA	D型 宮之城町+祁答院町+鶴田町+薩摩町	旧南伊佐郡
	宮崎県	社会保険事務所	G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡
税務署		G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
商工労働事務所		G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
児童相談所		G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
食肉衛生所		G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
大分県	国民金融公庫	G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
	患者輸送タクシー	G型 西臼杵市郡+東臼杵市郡	旧臼杵郡
	JA	H型 日田市分割地域-a H型 耶馬溪町分割地域 H型 九重町分割地域-a	旧大鶴村 旧下郷村 旧飯田村

の枠組みが残っていること、また市町村制が公布された明治22年以降、市町村の離散合併が市郡区域内部で頻繁に行われてきており、市郡境界線を超えて行われた離散合併はほとんどないことが明かとなった。

以上より、生活の基盤といえる地域が市郡区域内部において形成されてきたということが窺える。つまり市町村の離散合併をめぐる様々な住民レベルの問題を取り上げてみても、それは市郡区域内部の住民達の問題であり、解決策もその住民による対話の中から生まれるものであったといえよう。その一方で、市町村の離散合併が市郡境界線を横断して行われなかったために、市郡区域内部の住民が市郡区域外部(他市郡区域)の住民とコミュニケーションを図る機会を持ち得なかったと思われる。

4章において、三県ともにC型(市郡区域型)に属する施設圏域が多く、施設圏域を横断して設定されている形態、即ちE型(市町村区域合併型・市郡境界横断)とJ型(その他・市郡境界横断)に属する施設圏域が少ないことがわかったが、これは上記のような理由が背景にあると推測される。

また三県ともに、現施設圏域には郡制が敷かれていた大正10年までに設定されたものではなく(設定年不明のものを除く―【表1】参照)、全て戦後に設定されているにも関わらず、市郡区域が地方行政制度として何の権力も持たない今日においても市郡区域を適用・合併して、或いは一市郡区域の枠組みの中で多くの施設圏域が設定されている。これは既述のように、圏域が設定されてもそこに不都合が生じない、ある一つのまとまった生活の基盤といえる地域が市郡区域内部において形成されてきた事が潜在的な要因になっていると思われる。

特に大分県においてはC型(市郡区域型)に属する施設圏域の割合が他9形態に属する施設圏域に比べ高く(全施設圏域の約三割)、明治維新以降はほぼ政府の政策方針通りに新市町村区域を規定し、ことさら市郡区域内部での離散合併を繰り返してきたことから、同県の施設圏域は他二県に比べ区域の変動が極めて少ない市郡区域の形態に画一的に設定される傾向が強いといえる。

### 7-3. 市町村区域の成立期と施設圏域の関係

現市町村区域の成立期の新旧が施設圏域設定に及ぼす影響について考察する。

6章において、鹿児島県・宮崎県においては両県の各全市町村区域の内、起源の古い市町村区域がそれぞ

れ6割・5割を占めており、一方大分県においては歴史の新しい市町村区域が多い事が分かっている。

そこでまず、現市町村区域をその成立期により次のように分別する。

OZ(OLD ZONE)：明治22年当時から現在まで離散合併をせず区域の同一性を保ってきた市町村

NZ(NEW ZONE)：明治22年以降に離散合併を伴って現在の区域に至った市町村

ここで三県の現市町村区域を上記のOZ/NZに分別した上で、A型(市町村区域型)に属する施設圏域について分析する。

OZ、NZごとの市町村区域数と施設圏域数および市町村区域数当たりの施設圏域数の平均値は【表25】のとおりである。

まず町村区域をみると、町村区域数に対して施設圏域数の平均値は、鹿児島県ではNZ：1.25に対しOZ：1.41で、OZはNZに対して1.13倍、大分県ではNZ：1.70に対しOZ：1.86で、OZはNZに対して1.09倍である。この二県ではOZの町村区域数に対する施設圏域数の割合はNZのそれよりも多いが、その差は僅かである。一方、宮崎県ではNZ：2.67に対しOZ：3.52で、OZはNZに対して1.31倍と、上記二県に比べ高い値を示す。つまり新しい町村区域よりも市制町村制の施行時から区域の同一性を保ってきた古い町村区域の形態をとる施設圏域の割合が高い。

つづいて市区域をみると、市区域数に対する施設圏域数の平均値は、鹿児島県ではOZ：5.50に対しNZ：4.50で、NZはOZに対して0.82倍で、町村区域同様OZである古い市区域の形態をとる施設圏域が多く設定されている。一方その他の二県に関しては、宮崎県ではOZ：4.00に対しNZ：5.75で、NZはOZに対して1.44倍、大分県においてはOZは全く無く、町村区域の特徴とは逆にOZよりもNZ、つまり古い市区域よりも市制町村制の施行された明治22年以降に離散合併を伴って現在の区域となった市区域の形態をとる施設圏域が多く設定されている。

以上のことから、町村区域についてはOZである町

【表25】 OZ・NZの分類による市町村区域と施設圏域の関係

		OZ			NZ		
		区域数	圏域数	平均数	区域数	圏域数	平均数
市区域	鹿児島県12市	2	11	5.50	10	45	4.50
	宮崎県9市	1	4	4.00	8	46	5.75
	大分県11市	0	0	0.00	11	69	6.27
町村区域	鹿児島県59町村	39	55	1.38	20	25	1.32
	宮崎県35町村	23	81	3.52	12	32	2.67
	大分県47町村	7	13	1.86	40	68	1.72

(注) 平均数とは1区域当たりの平均圏域数のこと

村は単独で各自町村区域にその形態をとる施設圏域を設定し、町村内部において完結した業務を行っている」と推測できる。また市区画については、各市が市制を施行しているという理由で各自市区画単独の施設圏域を設定するというよりもむしろ、財政的に窮乏している町村が施設・サービスを単独で保有するために、近年になってあえて合併して市制を敷くという逆転の事態が、特に宮崎県と大分県で生じているのではないかと推測できる。

このように市町村の成立期及びOZ、NZの形態をとる施設圏域の割合は各県ごとにまちまちであることがわかり、加えて4章で明らかとなった市町村区域を適用した形態をとる施設圏域の特徴が施設項目個々におけるものであることを鑑みると、市町村区域の形態をとる施設圏域には上述のように推測されたことが潜在的要因として存在しており、更に市町村区域を合併した形態をとる施設圏域についても、その圏域を構成する市町村の組み合わせに影響していると思われる。

7-4. 市町村区域の成立期と施設圏域を構成する市町村区域の組み合わせの関係

6章において、OZの割合は鹿児島県が約6割、宮崎県が約5割、一方大分県は1割強である事が分かっている。また4章ではD型(市町村区域合併型・市郡内)に属する施設圏域の割合が宮崎県・鹿児島県では大分県に比べ高い事が分かった。このように、古い区域(OZ)が残っている県ほどD型に属する施設圏域の割合が高くなっている。更に5章ではD型に属する施設圏域を構成する市町村の組み合わせも明らかとなった。

そこで、市町村区域の成立期の新旧と、D型に属する施設圏域(以下D圏域と略す)を構成する市町村区域の組み合わせの関係を分析する。【表26】

D圏域の数に対して、D圏域を構成する市町村の組み合わせ(以下組み合わせ)の数は鹿児島県では137圏域に対して79通り、宮崎県では63圏域/25通り、大分県では25圏域/15通りである。鹿児島県ではD圏域の組み合わせ79通りのうち57通り(72.2%)が1施設項目だけに設定されているD圏域のパターンであり、逆に8つもの施設項目に共通して設定されている同じ

組み合わせのD圏域もある。同様に宮崎県ではD圏域の組み合わせ25通りのうち16通り(64.0%)が1施設項目だけに設定されているD圏域のパターンであり、逆に10もの施設項目に共通して設定されている同じ組み合わせのD圏域もある。一方大分県ではD圏域の組み合わせ15通りのうち11通り(73.3%)が1施設項目だけに設定されているD圏域のパターンであり、同じ組み合わせのD圏域を共通に設定している施設項目の数は4つしかない。

このようにOZが多く残っている県ほど、一つの施設圏域にしか適応されないD圏域となる市町村の組み合わせ数も多く、更に同一の市町村の組み合わせになる圏域を設定している施設項目数も多い。つまり、施設圏域はその設定に際し、市町村の多種多様な組み合わせがとられる一方、施設・サービスの内容によっては複数の施設項目に共通する施設圏域が市町村の画一的組み合わせになっている。そしてそれはOZである市町村の長い歴史の中で培われた特性および市町村同士の間が潜在的に影響していると推測される。

8. まとめ

以上の分析により、三県共に施設圏域一般に行政区画の影響があることが明らかとなった。中でも特に市郡区域の影響が強いことが歴史的事実と伴って明らかとなった。だが、各県の行政区画の歴史の変遷により、大分県には画一的・合理的な施設圏域設定が、鹿児島県・宮崎県には地域の実情を加味した柔軟で多様性のある設定が窺えるといった、県毎の相違性も明らかとなった。またこれには市町村の成立状況による各市町村の特徴が関係し、市町村の合併形態をとる施設圏域にも反映されているのではないかと推測された。更に旧行政区画と形態が一致する施設圏域があることも確認され、旧行政区画さえも施設圏域に影響していることが明らかとなった。一方で施設圏域個々をみたときに、歴史的事実だけでは圏域特定の特徴があらわれないものも浮かび上がり、今後は三県の施設項目を揃えた上で、更に施設圏域の設定に影響があると思われる様々な要因を考慮した分析が必要である。

【表26】 市町村の組み合わせ数と一致する施設項目数

組み合わせ区域と一致する施設項目数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
鹿児島県	組み合わせ数	57	7	6	4	1	2	1	1	—	—	79
	圏域合計数	57	14	18	16	5	12	7	6	—	—	137
宮崎県	組み合わせ数	16	3	1	—	2	—	—	—	2	1	25
	圏域合計数	16	6	3	0	10	—	—	0	18	10	63
大分県	組み合わせ数	11	—	2	2	—	—	—	—	—	—	15
	圏域合計数	11	—	6	6	—	—	—	—	—	—	25